

市役所会議室棟新築工事（設計・施工）事業者選定公募型プロポーザル

審査要領

令和6（2024）年6月

この審査要領（以下、「本要領」という。）は、市役所会議室棟新築工事（設計・施工）の事業者選定に関するプロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）の審査に係る事項を次のとおり定めるものである。

1. 審査対象者

（1） 次の内容をすべて満たす者を対象として行う。

- ① 別途定める「市役所会議室棟新築工事（設計・施工）事業者選定公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）に規定する「5-1.基本要件」及び「5-2.参加資格要件」を満たし、「5-3.応募に関する留意事項」に同意した者。
- ② 実施要領に規定する期限内に必要な書類を全て提出した者（実施要領「6-5.申請に添付すべき書類の不足に対する取扱い」の手続きを行っている者を含む）。
- ③ 実施要項に基づき適正に書類を作成し、審査できる状態であると認められる者。
- ④ 実施要領「12.失格事由」のいずれの項目にも該当しない者。

（2） 前項のいずれにも該当しない事項によるもので、審査対象者として疑義がある場合は「2.審査委員会」にて協議し、審査対象の可否を決定することとする。

2. 審査委員会

本プロポーザルの審査は、別途定める「市役所会議室棟新築工事（設計・施工）事業者選定公募型プロポーザル審査委員会」が本要領に基づき行う。

3. 審査の手順と審査対象者数

本プロポーザルへの応募者に対して、下表の通りの手順で審査を行うとともに、各審査における対象者数を定める。

手順	審査名	対象者数
1	参加資格審査	参加申込者全てを対象とする。
2	一次審査（書類審査）	参加資格審査通過者全てを対象とする。
3	二次審査（プレゼンテーション審査）	一次審査通過者を対象とする。 一次審査通過基準点を満たす者が4者を超える場合、二次審査対象者は一次審査評価点の高い順に上位4者を選定する。

4. 審査の項目、配点

本プロポーザルの審査における審査項目及び配点は別紙「審査基準表」のとおりとする。

5. 書類審査（一次審査）通過者の選考（審査手順）、決定

書類審査は次の順序により評価し、選考・決定する。

一次審査総評価点は、全委員の一次審査評価点を合計したものとし、採点には別紙「審査基準表」を用いる。

各委員は審査基準表（一次審査）における各項目の最高点から最低点（不十分）の間で評価点（整数点）を付けるものとする。

【選考基準】

- ① 一次審査の通過基準として、項目（1）から（4）の合計点が16点以上であること。
- ② 二次審査通過者は通過基準を満たす者のうち、一次審査総評価点の高い方から4者を選考する。
- ③ 第4位となる評価点の者（4位同点者）が2者以上いる場合は、項目（3）及び（4）の合計点数が最も高い者を第4位として選考する。
- ④ ③においても複数いる場合は、総合的評価の視点で各委員の意見を聴取した上で、委員長を除く委員による多数決により決定する。
- ⑤ ④において同数の場合は、委員長の採決により第4位の者を決定する。
- ⑥ 一次審査通過者より二次審査辞退の申出があった場合でも、新たな通過者の選出は行わない。

6. 優先交渉権者候補者の選考（審査手順）、決定

優先交渉権者候補者は次の順序により評価し、選考・決定する。

二次審査総評価点は全委員の二次審査評価点を合計したものとし、選考には別紙「審査基準表」を用いる。

各委員は審査基準表（二次審査）における各項目の最高点から最低点（不十分）の間で評価点（整数点）を付けるものとする。

【最終順位の決定方法】

- ① 一次審査及び二次審査の総評価点を合計した点数が最も高い者。
- ② 上記点数が同点の者が複数いる場合は、二次審査総評価点が最も高い者。
- ③ ②においても同点の場合は、二次審査評価項目（7）及び（8）の合計点数が最も高い者。
- ④ ③においても同点の場合は、一次審査における評価項目（3）及び（4）の合計点数が最も高く、かつ（3）及び（4）の点数差が少ない者。
- ⑤ ④においても同点の場合は、総合的評価の視点で各委員の意見を聴取した上で、委員長を除く委員による多数決により決定する。
- ⑥ ⑤において同数の場合は、委員長の採決により優先交渉権者候補者を選定する。

※審査後、市の事務手続きを経て上記の優先交渉権者候補者を優先交渉権者として決定する。

7. 失格事由

実施要領「12.失格事由」に該当する者は、評価点や失格事由該当判明時期等に係わらず失格とする。

8. 審査結果の公表

各審査結果については以下の通り取扱うこととする。

審査名	通知及び公表
参加資格審査	各応募者に対してのみ通知し、公表はしない。方法はメ

	ールによる書面（結果通知書添付）送付のみとする。
一次審査（書類審査）	各応募者に対してのみ通知し、公表はしない。方法はメールによる書面（結果通知書添付）送付と通知書原本の郵送とする。
二次審査（プレゼンテーション審査）	各応募者への通知と市ホームページでの公表とする。 応募者には、メールによる書面（結果通知書添付）送付と通知書原本の郵送とする。 市ホームページにおいては、優先交渉権者（第1位）と次点（第2位）となった者のみ最終評価点と併せて企業名を公表することとし、第3位及び第4位の企業については最終評価点のみ公表することとする。 なお、本プロポーザルの参加者名については申込順に公表します。

9. その他

本要領に記載がない事項で必要と判断されたものについては、審査委員会において協議し、決定する。

以上